

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の趣旨

変更の趣旨は、次のとおりであります。

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行されたことによる株券の電子化に伴い、現行定款のうち、株券の発行、单元未満株券の不発行、実質株主および実質株主名簿に関する規定が不要となるため当該の条文および文言を削除するとともに条数の繰り上げなど、所要の変更を行うものであります。また、平成22年1月6日をもって失効する株券喪失登録簿に係る規定を経過措置として附則を新設し、移設するものであります。
- (2) 当会社の商号に関する英語表記を加えるものであります。
- (3) 株主権行使の手續きに関する事項が株式取扱規則に定めていることを明らかにするため条文を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 当社は東洋精糖株式会社と称す。</p> <p>第2条～第6条 (条文省略)</p> <p>第7条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (单元株式数及び单元未満株券の不発行) 当社の单元株式数は1,000株とする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 当社は東洋精糖株式会社と称し、英文では <u>Toyosugar Refining Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>第2条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条 (单元株式数) 当社の单元株式数は1,000株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>当社は、前条の規定にかかわらず単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第8条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第10条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第9条 (株式取扱規則) 当社の<u>株主権行使の手続き及びその他の株式に関する取扱い並びに</u>手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）及び<u>株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿の<u>作成及び備置き、その他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="97 203 405 306">第 3 章 株主総会 第12条～第51条 (条文省略)</p> <p data-bbox="111 379 184 410">(新設)</p> <p data-bbox="213 762 490 1249">(昭和24年11月29日制定) (昭和49年12月27日改正) (昭和50年12月24日改正) (昭和52年12月27日改正) (昭和56年12月25日改正) (昭和58年12月22日改正) (昭和63年12月16日改正) (平成 3 年 6 月27日改正) (平成 6 年 6 月29日改正) (平成10年 6 月26日改正) (平成13年10月 1 日改正) (平成14年 6 月27日改正) (平成15年 6 月26日改正) (平成18年 6 月23日改正)</p>	<p data-bbox="526 203 833 306">第 3 章 株主総会 第11条～第50条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="526 379 581 410"><u>附則</u></p> <p data-bbox="526 416 938 617"><u>第 1 条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p data-bbox="526 623 938 727"><u>第 2 条</u> <u>前条及び本条は、平成22年 1 月 6 日をもって削るものとする。</u></p> <p data-bbox="643 762 919 1280">(昭和24年11月29日制定) (昭和49年12月27日改正) (昭和50年12月24日改正) (昭和52年12月27日改正) (昭和56年12月25日改正) (昭和58年12月22日改正) (昭和63年12月16日改正) (平成 3 年 6 月27日改正) (平成 6 年 6 月29日改正) (平成10年 6 月26日改正) (平成13年10月 1 日改正) (平成14年 6 月27日改正) (平成15年 6 月26日改正) (平成18年 6 月23日改正) <u>(平成21年 6 月19日改正)</u></p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおり（42頁から44頁まで）であります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	さ さ き たけし 佐々木 剛 (昭和29年 9月16日生)	昭和52年4月 丸紅株式会社入社 平成13年6月 当社監査役 平成14年4月 丸紅株式会社食糧砂糖 部長 平成14年6月 当社取締役 平成15年6月 当社監査役 平成16年5月 株式会社マルエツ取締 役 平成16年6月 当社監査役退任 平成18年3月 丸紅食料株式会社専務 取締役 平成20年4月 当社顧問 平成20年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	27,000株
2	しもい だ たかし 下井田 隆 (昭和27年 1月14日生)	昭和50年4月 丸紅株式会社入社 平成15年4月 当社砂糖部長 平成15年6月 当社取締役砂糖部長 平成16年4月 当社常務取締役砂糖部 長 平成16年10月 当社常務取締役砂糖事 業部長兼砂糖部長兼機 能食品素材事業部長代 行 平成19年1月 当社常務取締役砂糖事 業部長兼不動産賃貸事 業部長兼砂糖部長 平成19年4月 当社常務取締役砂糖事 業部長 平成20年6月 当社専務取締役砂糖事 業部長 現在に至る	23,000株
3	やま ぐち よし ひさ 山口 佳久 (昭和27年 7月7日生)	昭和52年4月 丸紅株式会社入社 平成15年4月 丸紅オーストラリア会 社副社長 平成17年4月 丸紅株式会社大阪食料 部長 平成19年4月 当社管理部門担当、不 動産賃貸事業部長 平成19年6月 当社常務取締役管理部門 担当、不動産賃貸事 業部長 現在に至る (ヨート・ハウジング株式会社 代表取締役)	18,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
4	湯本隆 (昭和26年 9月13日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年4月 当社生産本部長 平成14年6月 当社取締役生産本部長 平成17年6月 当社常務取締役機能食品素材事業部長兼研究開発センター長兼品質保証管理室長 平成20年4月 当社常務取締役機能食品素材事業部長兼商品企画開発部長 平成21年4月 当社常務取締役機能食品素材事業部長兼千葉工場長 現在に至る	18,000株
5	青山正明 (昭和27年 5月26日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年4月 当社経営企画室長兼管理部長 平成16年6月 当社取締役経営企画室長兼管理部長 平成19年6月 当社取締役経営企画室長兼総務部長 現在に至る	12,000株
6	門脇孝 (昭和25年 4月8日生)	昭和49年4月 当社入社 平成12年4月 当社営業本部砂糖部長 平成17年4月 当社機能食品素材事業部長補佐兼生産部長 平成17年6月 当社取締役機能食品素材事業部長補佐兼生産部長兼千葉工場長 平成21年4月 当社取締役機能食品素材事業部長補佐(営業担当) 現在に至る	8,000株
7	依田康夫 (昭和27年 4月3日生)	平成2年10月 当社入社 平成19年4月 当社砂糖事業部砂糖部長 平成20年6月 当社取締役砂糖事業部長補佐兼砂糖部長 現在に至る	17,000株
8	秋山利裕 (昭和34年 4月29日生)	昭和61年4月 山三興業株式会社(現山三株式会社)入社 平成6年2月 同社代表取締役社長 現在に至る 平成11年6月 当社取締役 現在に至る (山三株式会社 代表取締役) (山三交通株式会社 代表取締役)	18,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
9	みずもと よしあき 水本圭昭 (昭和32年 12月7日生)	昭和56年4月 丸紅株式会社入社 平成16年3月 同社食糧砂糖部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社監査役 平成19年4月 丸紅株式会社食料部門 長補佐 平成20年6月 当社取締役 現在に至る 平成21年4月 丸紅株式会社食料部門 長代行 現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 秋山利裕および水本圭昭の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 水本圭昭氏は現在および過去5年間において、当社の特定関係事業者である丸紅株式会社の使用人であり、その地位および担当に関する事項は「略歴、地位、担当(他の法人等の代表状況)」に記載のとおりであります。
4. 社外取締役候補者とする理由
秋山利裕氏は、他の企業における代表としての豊富な経験をもとにした大所高所からの助言など社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断し、候補者といたしました。
水本圭昭氏は、当社主要事業に係る業界および業務に精通しており、豊富な情報のもと、より客観的な立場に立った助言など社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断し、候補者といたしました。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社では社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第31条第2項において、社外取締役との間に会社に対する損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、秋山利裕および水本圭昭の両氏とは当社との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う契約を締結しております。
6. 社外取締役の在任期間について
秋山利裕氏は平成11年6月より10年間、水本圭昭氏は平成20年6月より1年間です。

第3号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役深尾清純および荻原修の両氏は辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	かね こ たけ み 金子武美 (昭和26年 2月20日生)	昭和49年4月 丸紅株式会社入社 平成4年4月 同社為替市場室長 平成13年4月 同社金融物流部門為替資金部長 平成15年4月 丸紅欧州会社CFO 平成19年4月 丸紅株式会社金融物流部門長代行 平成20年4月 丸紅フィナンシャル・サービス株式会社代表取締役 平成21年4月 丸紅株式会社食品原料部嘱託 現在に至る	— 株
2	つばき もと はる お 椿本春夫 (昭和22年 3月23日生)	昭和40年4月 当社入社 平成14年4月 当社管理本部総務部長 平成15年6月 当社取締役総務部長 平成16年4月 当社取締役総務部長兼事業統轄室長 平成16年6月 ヨート・ハウジング株式会社代表取締役 平成18年4月 当社取締役不動産賃貸事業部長補佐 平成20年6月 当社嘱託 現在に至る	20,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 金子武美氏は社外監査役候補者であります。
 3. 金子武美氏は現在および過去5年間において、当社の特定関係事業者である丸紅株式会社の使用人であり、その地位および担当に関する事項は「略歴、地位、担当(他の法人等の代表状況)」に記載のとおりであります。
 4. 社外監査役候補者とする理由
 金子武美氏は、企業における計数管理に十分な知識と経験を有しており、監査全般に対し客観的立場で公正な監査を行えると判断し、候補者といたしました。
 5. 社外監査役との責任限定契約について
 当社では社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第43条第2項において、社外監査役との間に会社に対する損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、金子武美氏とは当社との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う契約を締結する予定であります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって監査役を退任されます深尾清純氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
深 尾 清 純	平成17年6月 当社監査役 現在に至る

(注) 退職慰労金の支払予定額は約6百万円であります。

以 上